

「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する
住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会」第4回議事概要

日 時：平成30年2月22日（木）14：15～16：00

場 所：総務省11階 共用1101会議室

出席者：小幡座長、板垣委員、太田委員、小尾委員、高野委員
樋口オブザーバー、篠原審議官

事務局：阿部住民制度課長、渡邊外国人住民基本台帳室長、小牧理事官、
穂積課長補佐、長岡課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料について
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換(概要)】

- 電子投票では、投票した本人が自分の意思で投票しているかが重要。エストニアでは投票期間内に何回も投票可能であり、誰かに強制されて投票したとしても、その後、自分の意思で投票の上書きが可能である。
- 署名用電子証明書の記載事項のうち住所が「国外」と記載されたとしても、他に氏名、性別、生年月日が記載事項となっている。電子証明書を利用するためには、自分しか持っていないマイナンバーカードを利用し、PIN入力が必要であることも踏まえると、なりすましは基本的には防げるのではないか。
- 「国外」という記載は、日本国外に転出する旨の転出届がされたことを証明するものである。
- 海外においても、税の手続でマイナンバーを記載することができれば、正確に名寄せができることとなる。また、租税条約の関係でも必要となる。
- 地方自治体もシステムのクラウド化や窓口サービスのAI化を意識しなければならないと思っている。
- 住基事務には定型的なものもあり、各自治体で似たような事務をやっているのだから、不必要な特殊性は発揮しなくても良いのではないか。様式の統一もできれば、統一的な運用が可能となり、コスト削減にも繋がるのではないか。
- 現行の住基法第1条の「住民」の住所は第4条の規定により地方自治法第10条

第1項の住民の住所と結びつくため、住基法第1条の「住民」は、「今の住民」を指している。

- 住基事務については、法改正により地方独立行政法人に窓口業務を委託することができるようになった。これにより、例えば、中心市が地方独立行政法人を設立し、周辺の小規模な自治体が受託することで行うことも可能。実際には、交付事務は窓口で行われるため、地方独立行政法人の職員が窓口派遣されることとなるか。さらに、マイナンバーカードがあれば自動化もできるか。そういったことも含め、地方独立行政法人の活用により、定型業務を委託できれば、他の業務に注力できるようになるのではないか。
- 所有者不明土地問題については、行政が困っていることも多く、市町村からの要望もある。除票については行政主体側のメリットがあり、要望も多い。
- (電子証明書の海外利用、住民票や戸籍の附票の除票の保存期間の延長)どちらの論点も方向性で言うと是非推し進めるべきである。パスポートでしか自分が何者かを証明できないのではなく、日本が日本人を公証する制度について、今後は、より多角的に検討すべきではないか。

以 上